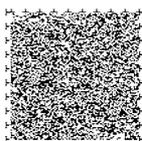


第5章 計画の推進体制

- 1 計画推進の方向性
- 2 計画の進行管理



1 計画推進の方向性

本計画では、市における今後5年間の地域福祉に関わる活動や取組を市民（地域住民）、関係団体、市及び社協が相互に連携して効果的に行うことにより、計画の基本理念である「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」を目指していきます。

また、地域福祉を推進するうえで、市民（地域住民）一人ひとりが、地域福祉の考え方や計画の基本目標、施策の方向性、活動内容を理解し、「地域共生社会の実現」に向けて取り組んでいけるよう、市及び社協の広報紙やホームページ等への掲載、各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、広く周知していきます。

2 計画の進行管理

平成30（2018）年施行の社会福祉法の改正により、策定した市地域福祉計画について、「調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市地域福祉計画を変更するものとする。」と規定されました。

この改正を受け、計画の進捗状況の管理及び評価については、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価したうえで（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）の構築に努めていきます。

なお、計画の進行管理や評価を行うため、学識経験者や関係機関・市民活動団体の関係者、公募市民等で構成する「朝霞市地域福祉計画推進委員会」及び「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会」において、施策の方向性に記載する「主な取組等」、「指標・目標」に基づき、進捗状況の把握及び評価を行います。

また、社会環境の大きな変化や制度の変更などがあった場合には、必要に応じて、本計画に記載した内容以外にも施策や事業の充実等に努めていきます。

